

国立大学法人東京医科歯科大学著作権取扱規則

〔令和元年11月29日〕
規 則 第 1 3 6 号

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の研究者等が行った著作物に係る著作権の取扱いについて規定し、その著作者としての権利を保障し、研究意欲の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本規則において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 本規則における「著作物」とは、著作権法第2条第1項第1号に定めるもののうち、同項第10号の2のプログラム著作物および同項第10号の3のデータベースの著作物を除いた著作物をいう。
- (2) 本規則における「著作権」とは、前号に定める著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権をいう。
- (3) 「著作者」とは、著作物を創作した研究者等をいう。
- (4) 「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 本学が雇用している教員、職員、特別研究員および博士研究員等（非常勤的な雇用形態にある者を含む。）
 - イ 本学と研究に関する契約関係にある客員教授、博士研究員及び外国人研究者等（アに該当する者を除く。）
 - ウ 本学において研究を実施し、別紙様式2別添の著作権譲渡希望届により、権利の承継が本規則に準じた扱いとなることを了承する学生（大学院研究生を含む。）
 - エ ア又はイに該当する者と共同で創作した著作物について、別紙様式2別添の著作権譲渡希望届により、権利の承継が本規則に準じた扱いとなることを了承する共同研究者

（権利の帰属）

第3条 研究者等が創作した著作物の著作権は、当該著作物の著作者に帰属する。

2 前項にかかわらず、次に掲げる著作物の著作権は、本学に帰属する。

- (1) 本学の管理する研究資金又は研究施設・設備・装置を利用して行う研究等に基づき研究者等が創作した著作物であって、共同研究契約、受託研究契約その他の契約により、本学が承継すべき著作物
- (2) 前号に該当しない著作物であって、著作権者が希望し、且つ、産学連携研究センター（以下「センター」という。）が本学における研究活動又はその成果の活用に有用であり、かつ、活用可能性その他の条件を勘案して本学が承継すべきと決定した著作物

（承継の決定権限）

第4条 前条第2項(2)の承継については、知的財産評価会議の議を経て、産学連携研究セ

ンター長（以下、「センター長」という。）が決定する。

第2章 届出および帰属の決定

（届出および受理）

第5条 研究者等は、以下の各号の著作物の創作を行なったときは、著作者の代表が別紙様式1の届出を速やかに本学のセンターに届出するものとする。

- (1) 第3条第2項(1)の著作物（研究成果報告書等の契約により契約相手方に納入する著作物は除く）
- (2) 第3条第2項(2)に従い、著作権者が本学へ承継を希望する著作物

（承継可否の審議）

第6条 センター長は、前条(2)のかかる届出があったときは、第4条に定める手続きに従い、本学の権利承継の可否につき決定する。

- 2 センターは、前項の規定によって、当該著作物に関する決定をしたときは、当該著作権者に通知しなければならない。
- 3 センターは、第1項の規定によって権利を承継しないと決定したときは、当該著作物に係る届出をした研究者等に権利を帰属させることができる。

（譲渡書の提出）

第7条 研究者等は、第5条(1)に係る届出を行う著作物、及び、前条第1項により本学が権利承継すると決定した著作物に対し、別紙様式2の著作権譲渡証書により権利譲渡する旨をセンターに届出なければならない。

- 2 前項の届け出をもって、当該著作物の著作者である研究者等は、本学が承継した著作物について、著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないことに同意したものとみなすものとする。

（不服の申立て）

第8条 研究者等は、第6条第1項による決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内にセンターに対し、不服を申立てることができる。

- 2 センター長は、前項の不服の申立てがあったときは、知的財産評価会議の議を経て、不服申立ての当否を決定する。
- 3 センターは、前項の決定を当該研究者等に通知する。

（著作物の利用等）

第9条 本学が保有する著作物について本学は第三者に対してその著作物の譲渡又は利用の許諾をすることができる。

（補償金）

第10条 本学が、前条に基づき、本学が承継した著作権により、収入を得た場合、本学はその著作者に対し、別に定める国立大学法人東京医科歯科大学職務発明補償金取扱要領（平成16年制定。以下「補償金取扱要領」という。）に準じて、補償金を支払う。本学が本学の著作権運用により収入を得た場合、収入からマーケティング費用等（センターの運営費の一部を含む。）にかかわる必要経費を除き、残りの部分について著作者、著作者の希望する研究部局または分野等及び本学に対し、補償金取扱要領に準じて配分

する。

- 2 前項の定めにかかわらず、著作者とセンターが協議し適当と認めた場合には、知的財産評価会議の議を経て、当該著作物に関して支払う補償金及びその配分を変更できるものとする。

第3章 雑則

(異動後の取扱)

第11条 本学の研究者等が他機関への異動により本学で行っていた研究が他機関にて完成し、第5条の届出対象となる著作物の創作に至った場合には、創作者は本学のセンターへ届出なければならない。

- 2 前項の届出のあった著作物に対し、センターは、本学在籍中の成果のみからなるものであるか否かの検討を行い、本学在籍中の成果のみからなるものであるとの判断がされなかった著作物は、本学と当該他機関との間で、その取扱いについて取り決めるものとする。

- 3 研究者等が転職又は退職した場合の著作物は第1項の規定に従うものとする。

(事務)

第12条 本規則に定める事務は関係部局の協力を得て、センターが行う。

附 則

この規則は、令和元年11月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

様式 1

(整理番号:)

産学連携研究センター
受領印

創 作 届

Tel: 03-5803-4737

E-mail: tlo@tmd.ac.jp

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学

産学連携研究センター 御中

発明者の代表
所属部局名等

職名・氏名

印

Tel :

E-mail address :

このたび、下記の著作物を創作しましたので、国立大学法人東京医科歯科大学著作権取扱規則第5条の規定に基づき、お届け致します。

記

1. 著作物の名称等

2. 著作物の要旨等

3. 著作物創作のもととなった研究（複数回答可）

- ① 企業や他機関と一緒に研究開発をした（相手先名： ）
- ② 企業や他機関から受託されて研究した（相手先名： ）
- ③ 譲渡を受けた材料や動物を利用して研究した（相手先名： ）
- ④ 公的機関や民間等からの助成金を基に研究した
（相手先名： 、助成金の名称： ）
- ⑤ 学外にて研究した（場所等の名称： ）

4. 著作権者（複数回答可）

- ① 著作権者には他企業、他団体所属者がいる
- ② 著作権者には学生がいる
- ③ 著作権者には本学OBもしくは転出者がいる
- ④ 著作権者には外国在住者がいる（外国名： _____)

著作権者は下記の通り（代表著作権者は除く）

著作権者	所属	職名 (教授等)	連絡先 (TEL, e-mail)

5. 創作の時期（複数回答可）

- ① 本著作物は全て本学在職時に行ったものである
- ② 本著作物の一部は以前勤めていた機関で行った（機関名： _____)
- ③ 本著作物は全て以前勤めていた機関で行った（機関名： _____)
- ④ その他（ _____)

6. その他希望等

国立大学法人東京医科歯科大学

著作権譲渡証書

国立大学法人東京医科歯科大学 産学連携研究センター 御中

私は下記の著作物に関し、国立大学法人東京医科歯科大学著作権取扱規則に則り、その著作物について、著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権の非行使を約し、その著作権およびそれにより取得される一切の権利を国立大学法人東京医科歯科大学に譲渡を致します。

著作物の名称等

整理番号		発明等届日	年	月	日
------	--	-------	---	---	---

代表著作者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail		職名	寄与率	%
現住所	〒			

著作者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail		職名	寄与率	%
現住所	〒			

著作者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail		職名	寄与率	%
現住所	〒			

著作者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail		職名	寄与率	%
現住所	〒			

著作者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail		職名	寄与率	%
現住所	〒			

著作者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail		職名	寄与率	%
現住所	〒			

産学連携研究センター：注1) 本学へ権利譲渡する著作者の寄与率を合計100%として記入して下さい。

別添

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学

産学連携研究センター 御中

著作権譲渡希望届

私は、東京医科歯科大学の著作者 _____ と共同で行った著作（著作物の名称： _____）について、東京医科歯科大学に権利譲渡することを希望致します。

著作権譲渡希望を採用いただけましたら、東京医科歯科大学の著作権取扱規則に準じた扱いとなることを了承致します^{注)}。

現所属先名： _____

職 名：

（学生の場合は学年） _____

現住所： _____

氏 名： _____ 印

注)：学外著作者および本学学生著作者は本学の著作権取扱規則の対象外ですので、詳細は産学連携研究センターにお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先 Tel： 03-5803-4737 E-mail： tlo@tmd.ac.jp）